

別表六の二(二)付表 「各連結法人の外国税額の控除に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、法第81条の15(連結事業年度における外国税額の控除)又は措置法第68条の91(特定外国子会社等に係る外国税額の控除)若しくは措置法第68条の93の3(特定外国法人に係る外国税額の控除)の規定の適用を受ける場合に各連結法人ごとに使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、括弧の中に外国税額の控除の規定を適用する連結法人の法人名を記載します。	
「当期の個別控除対象外国法人税額1」及び「納付した個別控除対象外国法人税額16」	その連結法人に係る別表六(二の二)の「当期の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額21」及び「納付した控除対象外国法人税額計又は個別控除対象外国法人税額計7」の金額を記載します。	「納付した個別控除対象外国法人税額16」の各欄にはみなし納付分は含まれません。
「法第81条の15第2項により控除できる金額11」及び「法第81条の15第3項により控除できる金額12」	その連結法人に係る別表六(三)の「29の②」及び「33の②」の金額を記載します。	
「国外の当期利益又は当期欠損の額15」	その連結法人が、当期の個別所得金額のうち国外の利益又は欠損の額として計算した金額を記載します。	
「当期の個別国外所得の金額の計算」の「加算」及び「減算」の各欄(「小計」の各欄及び「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」を除きます。)	<p>(1) 措置法第68条の90第1項又は第4項(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額等の益金算入)の規定により益金の額に算入された金額がある場合には、「加算」の空欄に「特定外国子会社等の課税留保金額」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。</p> <p>(2) 当期の連結所得の金額の計算上、損金の額に算入された金額のうち、共通費用の額(販売費、一般管理費その他の費用で国内源泉所得を生ずべき業務と国外源泉所得を生ずべき業務との双方に関連して生じたものの額)がある場合は、収入金額、資産の価額、使用人の数その他の基準のうち当該連結法人の行う業務の内容及び費用の性質に照らして合理的と認められる基準により算出した国外源泉所得に係る部分の金額を「減算」の空欄に「共通費用」等と記載するとともにその金額を「国外所得対応分①」に記載します。</p>	<p>(1) 左記(1)に係る特定外国子会社等の本店又は主たる事務所の所在する国又は地域(以下「本店所在地国」といいます。)が、その特定外国子会社等の所得に対して外国法人税を課さない国又は地域である場合(当期が平成25年4月1日以後に開始する連結事業年度であって、左記(1)に係る特定外国子会社等の本店所在地国以外の国又は地域において外国法人税が課される場合を除きます。)は、①の金額を②に移記します。</p>

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
		(2) 寄附金の損金不算入額など連結法人ごとではなく連結グループで損金不算入額の計算を行うものについては、「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」の記載要領を参考にしてください。
「①のうち非課税所得分②」の各欄	<p>令第155条の28第3項に規定する外国法人税が課されない国外源泉所得（次の国外源泉所得の区分に応じそれぞれ次の要件を満たすものをいいます。）に係る所得の金額がある場合に記載します。</p> <p>(1) 連結法人の国外事業所等を通じて行う事業に帰せられる国外源泉所得……その国外源泉所得を生じた国又は地域及びその国外事業所等の所在する国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p> <p>(2) (1)以外の国外源泉所得……その国外源泉所得を生じた国又は地域が当該国外源泉所得につき外国法人税を課さないこととしていること。</p>	(1)及び(2)における「外国法人税を課さないこと」には、令第155条の27第3項に規定する「みなし納付外国法人税の額」がある場合は含まれません。
「交際費等の損金不算入額の個別帰属額17」	別表六の二(二)の「交際費等の損金不算入額15」の金額に各連結法人の国外業務に係る交際費等の合計額のうちに自己の国外業務に係る交際費等の額の占める割合を乗じて計算した金額を記載します。	

3 根拠条文

法81の15、令第155の27～155の35、規則37の5～37の7、措置法68の91、68の93の3、措置法令39の118、39の120の7